

神戸市立医療センター中央市民病院 医療関連感染対策指針

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

当院は高度急性期医療を担う基幹病院として、患者・職員・地域社会の安全を最優先に、医療関連感染の予防と拡大防止を重要な責務とする。科学的根拠に基づいた感染制御を基本とし、手指衛生をはじめとする標準予防策をすべての医療行為の基盤に位置づける。感染発生時には迅速な情報共有と制圧を図り、安心・安全で質の高い医療の提供に努める。

2. 用語の定義

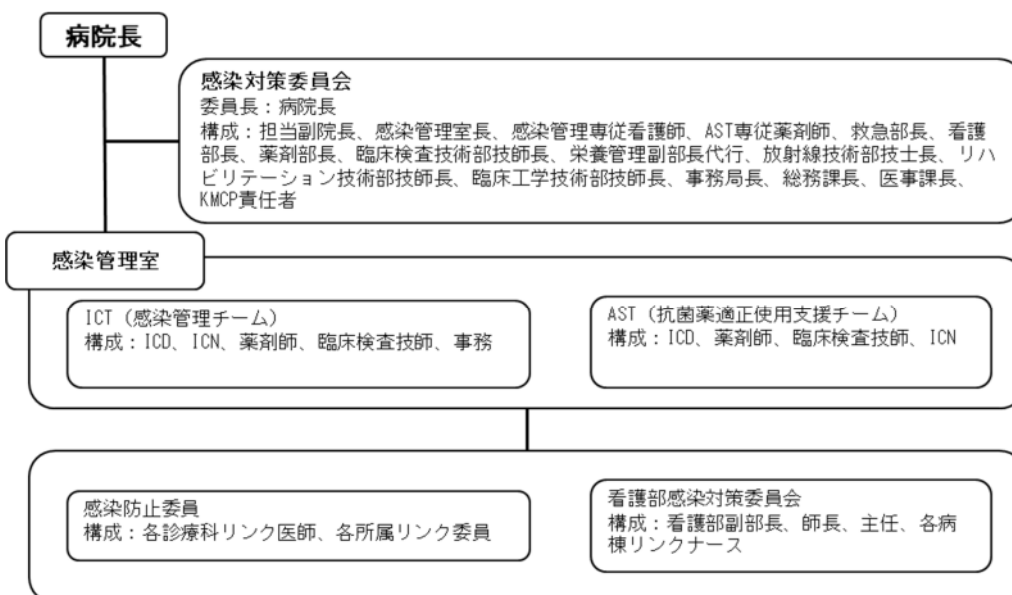
- 医療関連感染（HAI）：医療機関において医療の過程で発生する感染症をいう。
- 標準予防策（Standard Precautions）：すべての患者を対象に、感染の有無に関わらず適用する基本的な予防策。
- 感染経路別予防策：感染経路（接触・飛沫・空気）に応じて追加的に実施する対策。

3. 本指針の適応範囲

本指針は、当院に勤務するすべての職員（常勤・非常勤を問わない）に適用する。また、当院で勤務・実習・研修を行う外部職員、学生、委託業者、ボランティア等も対象とする。院内で提供されるすべての医療・看護・介護・検査・清掃・リネン・廃棄物処理等における感染防止を含む。

4. 医療関連感染対策の組織に関する基本的事項

当院では、医療関連感染対策を組織的に推進するため、以下の体制を整備する。感染対策に関する意思決定機関として「感染対策委員会」を設置し、病院長の諮問機関として位置づける。感染対策委員会は各専門職の代表で構成され、院内感染防止に関する方針の審議および実施状況の評価を行う。感染管理室（ICT）は感染対策委員会の実働部門として、日常的な監視・指導・教育・調査を担う。抗菌薬適正使用支援チーム（AST）は抗菌薬の適正使用を推進する専門チームである。



5. 医療関連感染対策のための研修に関する基本方針

当院は、全職員が感染対策の基本的知識と行動を実践できるよう、計画的な研修を行う。年2回以上、職員を対象に感染対策に関する教育を実施し、新規採用者には入職時研修を行う。また、社会情勢や感染症の発生状況に応じて、必要に応じた臨時研修や情報提供を行い、職員の感染防止意識の向上を図る。

6. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

1. 医療関連感染（CAUTI、CLABSI、SSI、VAP など）を対象にサーベイランスを実施し、結果を院内にフィードバックする。
2. 法定感染症・届出感染症は速やかに保健所へ報告する。
3. 薬剤耐性菌およびウイルス性疾患のアウトブレイクが疑われる場合には、速やかに ICT に報告し、必要に応じて感染対策委員会・行政と連携する。

7. 医療関連感染症発生時の対応に関する基本方針

1. 感染症またはその疑いが発生した場合、直ちに ICT へ報告し、初期対応（隔離、検査、環境清掃、職員曝露対応など）を実施する。
2. ICT は疫学調査を実施し、感染源・感染経路を特定し、拡大防止策を講じる。
3. 新型コロナウイルス、ノロウイルス等の流行性感染症発生時には、病棟閉鎖・面会制限・職員配置変更など、規模に応じた対応を行う。
4. 多剤耐性菌アウトブレイク時には、保菌者の隔離、接触予防策の徹底、環境清掃強化、抗菌薬使用の再評価を行う。
5. 感染発生に関する情報は病院長へ報告し、必要に応じて保健所へ届出・協議を行う。
6. 患者・家族への説明および職員への周知は、病院長または指定広報担当が統一的に実施する。
7. 事例の対応経過・評価を記録し、再発防止に資する改善策を策定・共有する。

8. 医療関連感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者・家族・地域住民に対して透明性を確保するため、院内掲示および病院公式ウェブサイトで公開する。閲覧の申し出があった場合には、速やかに対応するものとする。

付則

- ・年1回以上、または社会情勢や法令改正に応じた改訂を検討する。
- ・改訂時は感染対策委員会の承認を経て、全職員へ周知する。

2015 年 4 月 1 日作成
2017 年 4 月 1 日改訂
2018 年 4 月 1 日改訂
2024 年 4 月 1 日改訂
2025 年 12 月 1 日改訂